

熊本県医師会館建設基本・実施設計業務
公募型プロポーザル実施に係る手続き開始のお知らせ

平成26年9月1日

公益社団法人熊本県医師会
会長 福田 稔

1 目的

現在の熊本県医師会館は、昭和43年8月に建設され施設の狭隘化が顕著であり、機能的にも設備的にも現在の情報化社会に対応できなくなっている。

また、建物自体も現行の耐震基準以前に建設されたもので、老朽化が進んでいるとともにユニバーサルデザインに配慮した十分な施設整備がなされていない現状である。

このため、利用者の利便性の向上と高度情報化社会への対応のため、更には災害時の防災拠点として全面建替えて新会館建設が必要である。

新会館は、100年以上にも及ぶ熊本県医師会の歴史と伝統を大切にし、医師会活動の拠点、医師会員の団結のためのシンボルとなるような、また、一般県民にも開かれた熊本市中心部（熊本城周辺）のまちづくりに貢献することができるようなものとしたい。

このような役割と機能が求められる新会館の基本・実施設計にあたって、設計者の柔軟かつ高度な発想力及び設計能力並びに豊富な経験等を求めたくプロポーザルを実施するものである。

2 業務概要

- | | |
|-----------|----------------------|
| (1) 委託業務名 | 熊本県医師会館建設基本・実施設計業務委託 |
| (2) 業務内容 | 基本設計及び実施設計業務 |
| (3) 履行期限 | 平成27年9月30日（水） |

3 参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次のすべての条件を満たすこと。

- (1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の3第1項の規定により、一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。
- (2) 単体企業又は複数で構成する共同企業体であること。なお、共同企業体で参加する場合は、すべての構成員が上記(1)の条件を満たすこと。
- (3) 建築施工業者に所属するか、または建築施工業者出資の設計事務所は除く。
- (4) 告知日から審査結果発表日までの間において、熊本県あるいは熊本市から指名停止措置を受け、または指名を保留されている期間が存在しないこと。
- (5) 次のいずれかに該当しない者
 - ア 会社更正法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない者。
 - イ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。

4 参加条件

- (1) 第1次審査参加条件(参加表明書等による審査)

参加表明書を提出する者は、平成16年4月以降に延べ床面積1,500㎡以上かつ地上3階建て以上の建築物の設計実績があること。

- (2) 第2次審査参加条件(技術提案書による審査)

技術提案書の提出の要請の通知を受けた者であること。

5 手続き等

- (1) 担当事務局

〒860-0806

熊本市中央区花畑町1番13号

公益社団法人熊本県医師会

担 当：渡辺、西岡

電 話：096-354-3838

FAX：096-322-6429

- (2) プロポーザル参加表明に係る関係資料の配付

ア 資料名

- ① 公募型プロポーザル実施に係わる手続き開始のお知らせ
- ② 熊本県医師会館建設基本構想・基本計画
- ③ 公募型プロポーザル参加表明書作成要領
- ④ 参加表明書

イ 資料配付期間

平成26年9月1日(月)から平成26年9月19日(金)まで
(土曜、日曜日を除く。)

配付時間は、午前10時から午後5時まで

ウ 資料配付場所
上記(1)の担当事務局

エ 上記資料は、公益社団法人熊本県医師会のホームページからも入手可能
(URL <http://www.kumamoto.med.or.jp>)

(3) 参加表明書の提出

ア 提出期限 平成26年9月19日(金)午後5時まで

イ 提出場所 上記(1)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送(配達証明付書留郵便に限る。提出期限必着のこと。)

(4) 技術提案書提出要請者の決定及び通知(第1次審査:参加表明書による審査)

ア 参加資格を認めた者のうちから、熊本県医師会館建設基本・実施設計業務のプロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)の選考を経ての技術提案書の提出を要請する者を決定する。

イ アの決定を受けた者に対し、技術提案書の提出の要請をするものとし、技術提案書の提出を要請しないことを決定した者についても、書面によりその旨通知する。

ウ プロポーザル作成要領など必要な事項については、今後の審査委員会で審議決定した後に公益社団法人熊本県医師会のホームページ等で公開する。

(5) 技術提案書の提出

ア 提出期限 平成26年10月31日(金)午後5時

イ 提出場所 上記(1)に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送(配達証明付書留郵便に限る。提出期限必着のこと。)

(6) プロポーザルの特定(第2次審査:技術提案書による審査)

第1次審査(参加表明書による審査)を通過し、技術提案書を提出した者については、第2次審査(技術提案書による審査)において審査委員会がプロポーザルの審査及びヒアリングを実施し、最優秀者及び優秀者を各1名特定する。なお、ヒアリングの詳細は、別途通知する。

6 技術提案書提出者の選定基準及び特定基準

(1) 技術提案書提出者の選定基準(1次審査)

技術提案書提出者の選定基準は、次のとおりとする。なお、共同企業体で参加する者にあつては、複数の構成員の実績、技術者数等をあわせたものにより審査をする。

評価項目	評価事項
1 事務所の実力 (業務経歴等)	同種・類似業務実績数、同種・類似業務適応性 技術者数、有資格者数 等
2 担当チームの能力 (技術者等の経験と能力)	管理技術者及び担当主任技術者等の資格・経験、 業務実績、受賞実績、繁忙度 等

(2) プロポーザルの特定基準(2次審査)

評価項目	評価事項
担当チームの対応 (業務の実施方針、手法及び提案)	ア 取り組み意欲 イ 業務の理解度 ウ 技術提案の的確性、独創性、実現性 エ 実施方針の妥当性

7 審査

(1) 第1次審査(参加表明書による審査)

平成26年9月24日(水)頃の予定

(2) 第2次審査(技術提案書による審査)

平成26年11月30日(日)頃の予定

*日程については、変更する場合があります。

8 審査委員会

プロポーザルの特定までに係る審査は学識経験者及び熊本県医師会理事等の委員で構成する。

9 契約の締結について

審査委員会が特定した最優秀者を当該業務に係る契約の相手方とする。ただし、最優秀者に事故等があり、契約が不可能となった場合は、優秀者を契約の相手方とする。

10 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本円

(2) 契約書作成の要否：要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口：上記5(1)に同じ

(4) 詳細は、第1次審査後説明する。